

有機農業者等のグループ化

1. 有機農業者等のグループ化の趣旨

○ 現状

- ・ 個々の有機農業者がそれぞれ少量多品目で生産を行っているケースが多い
- ・ 各種情報を交換する場がない
- ・ 有機ではないが、化学肥料・化学農薬の低減に取り組む農業者も複数存在



○ グループ化の主な効果

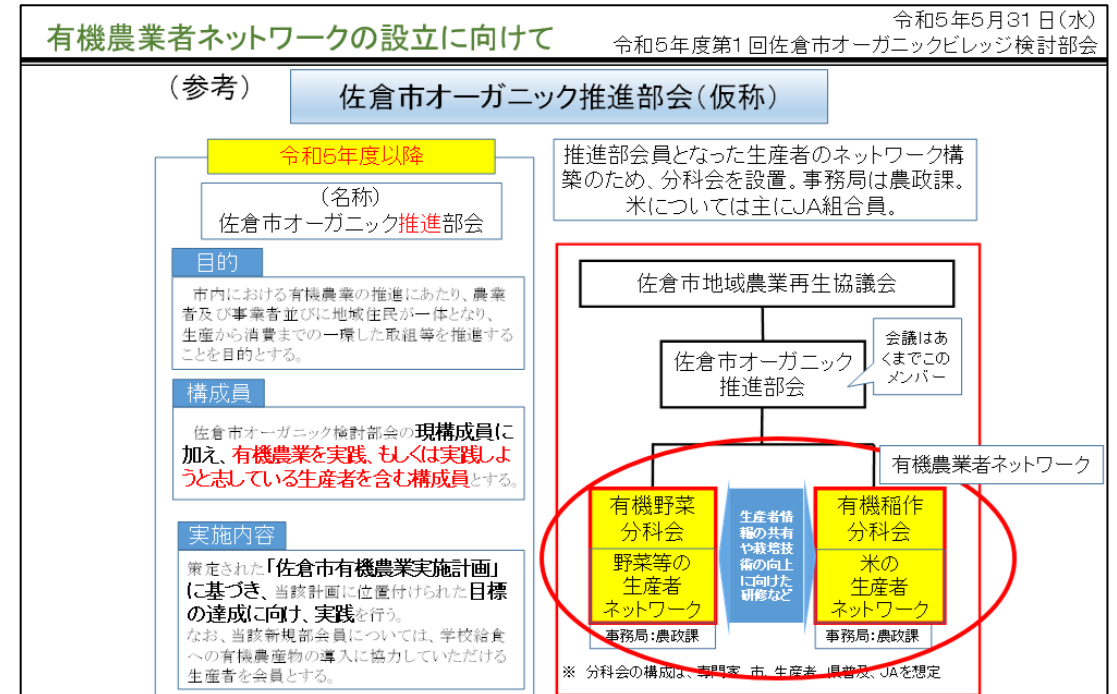
- ・ 農業者間の交流の促進に資する場の創出
- ・ 栽培技術や販売先等に関する情報交換の促進
- ・ 生産物のとりまとめ等による販路の拡大

2. これまでの事務局提案

(1) 令和5年度第1回推進部会（令和5年5月31日）

- 有機JAS認証の取得や化学肥料・化学農薬の不使用などを条件に会員を募集し、推進部会の中に「有機農業者ネットワーク」を設立する案について検討。
- 大まかな方向性は了承されたが、加入要件の再整理が必要との結論に至った。

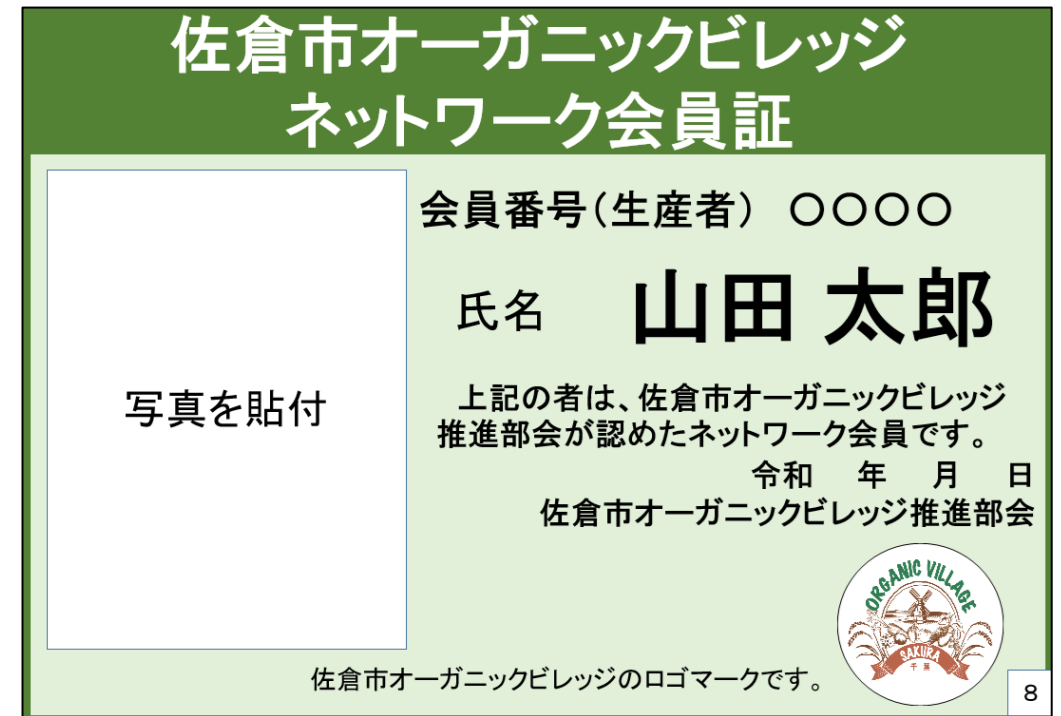
有機農業者ネットワークの設立に向けて		令和5年5月31日(水) 令和5年度第1回佐倉市オーガニックビレッジ検討部会
佐倉市オーガニック推進部会(仮称) 有機農業者ネットワーク会員の要件(案)		
新規加入する生産者会員については、無農薬等での栽培等一定の要件を満たしたメンバーを新規会員とすることにより、部会員の農産物は、市として「有機栽培で生産された農産物」としてカウントしていくことを考えている。そのため、まずは、その要件を検討するとともに、決まった要件に基づき、部会で圃場を確認し、早期に初期メンバーを決定する。 なお、この取組は、あくまで、学校給食等市内での流通に限っての運用と考えており、市外等対外的には有機JAS取得を推奨することとする。		
新規会員の要件	(下記【必須要件】及び【選択要件】双方満たす場合)	
【必須要件(全ての項目を満たしていること)】		
・ 宣言や実施計画の趣旨に賛同し、市全体の取組にご協力いただけること		
・ 市内の農地で生産された農産物であること		
【選択要件(下記項目のいずれかの要件を満たしていること)】		
・ 有機JAS認証を取得していること		
・ 無農薬無化学肥料での生産を行っていること(期間は問わない)		
・ 市内での栽培実証に参加すること		
・ その他推進(仮称)部会で別途承認を得ること		
圃場での確認		



2. これまでの事務局提案

(2) 令和5年度第2回推進部会（令和5年9月28日）

- 化学肥料・化学農薬を使用しない有機農業者を対象に、会員証の発行や生産物に対する三ツ星の表示などを行う案について検討。
- 生産者に対する認証と農産物に対する認証の2つがあり分かりにくいという意見や、もう少し多くの農業者が参加できる仕組みづくりを求める声があった。



2. これまでの事務局提案

(3) 令和5年度第3回推進部会（令和6年3月22日）

- 有機農業者だけでなく、化学肥料・化学農薬の低減に取り組む生産者も広く含めた形でグループ化を進めるとともに、国の「環境保全型農業直接支払交付金」の受け皿となり得る形を検討。
- 大まかな方向性について合意され、詳細は次回の推進部会で検討することとなった。

提案	佐倉市環境保全型農業を進める会(仮称)の設立
(趣旨)	これまで、有機農業者の繋がり場として会員制度等の検討を進めてきたが、今後、有機農業への関心を高め、生産者数の増加や生産面積の拡大を図るためには、 減農薬・減化学肥料に取り組んでいる生産者も含めたグループ化を進めることが必要 と考えている。 また、国の制度である「 環境保全型農業直接支払制度 （以下、「 環直 」という。）」における農業者団体の 受け皿として当該グループを活用 することで 事務の効率性にもつながる ことから、今回、会員の幅を広げることを提案するものである。 そのため、有機農業の生産者を含む生産者中心のグループの設立により、横の繋がりの場を設置する。
体制	■ 事務局:佐倉市農政課 ■ 会長(副会長):会員の中から互選 ■ 会員:正会員及び賛助会員
入会条件	■ 正会員:市の取組の趣旨に賛同し、「環直」に申請する生産者 ■ 賛助会員:「環直」には申請しないが、市の取組の趣旨に賛同する生産者・事業者・消費者 ※ 「有機栽培」「減農薬・減化学肥料」等、入会の際の確認事項は、環境保全型農業直接支払制度と同等とする。
募集	■ 第一弾:正会員を募集 ■ 第二弾:賛助会員を募集

3

入会をしたら・・・

- 生産者1名で申請ができなかった方も、環境保全型農業直接支払交付金を通じた支援を受けることができます。
(例 「有機栽培」 12,000円/10a
「減農薬・減化学肥料」+「炭の投入」 5,000円/10a
「減農薬・減化学肥料」+「堆肥の施用」 4,000円/10a など
※ なお、申請後、書類審査等がありますので、支援ができない場合もあり得ることにご留意ください。
- 年1回、会員の情報共有の場として、全員が参加できるような集会を開催します。
(この場を通じて、参加者の顔、名前、栽培品目などの情報を共有し、情報交換の場としていただきたい。)
- 関連する研修会や支援策などの情報提供を行います。

◆

今後は・・・

- 会員の増加を図るため、HP等を通じた会員募集を行います。
- 会員の活動に関心のある市民や事業者などを賛助会員として募集します。

4

3. 今回の提案事項

- より幅広い農業者に有機農業への関心を高めてもらうとともに、まずは農業者同士の交流の場を設置することを目的とし、会員の条件を以下のとおり変更。

【変更前】

正会員：国の「環境保全型農業直接支払交付金」
に申請する農業者

賛助会員：国の「環境保全型農業直接支払交付金」
には申請しないが市の取組の趣旨に賛同
する農業者、事業者、消費者

【変更後】

正会員：有機農業者又はちばエコ認証取得者

賛助会員：市の取組の趣旨に賛同する農業者、
事業者、消費者

佐倉市環境保全型農業を進める会（仮称）の概要

【体制】

- 構成員：正会員（有機農業者又はちばエコ認証取得者）
賛助会員（市の取組の趣旨に賛同する農業者・事業者・消費者）
- 代表者：会長を正会員の中から互選
- 事務局：佐倉市農政課
- 位置づけ：佐倉市オーガニックビレッジ推進部会の内部組織

【活動内容】

- 総会（年1回）
- メーリングリスト等による各種情報の共有（随時）

【提出書類】

- 正会員：入会申込書、営農状況確認書、販売状況等確認書
- 賛助会員：入会申込書

※詳細は、別添設置規程のとおり。